

が疾対第 2374 号  
令和 5 年 7 月 5 日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部  
精神保健医療担当課長  
( 公 印 省 略 )

精神科コロナ調整窓口の廃止について (通知)

本県の精神保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日以降の精神科医療における新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 5 年 5 月 2 日付けが疾対第 1458 号により、通知をしているところです。

このうち、精神科コロナ調整窓口については、平時の精神保健医療体制において対応する観点から、令和 5 年 7 月 7 日をもって廃止することとしましたので通知します。

なお、各精神科病院あてには別途通知しておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 最首、羽田

電話(045)210-4727 (直通)

別紙

## 新型コロナウイルス感染症対応の基本的考え方

- 1 身体的治療の必要がない場合（軽症・無症状）は、原則自院対応をお願いします。
- 2 身体的治療が必要など、自院対応が困難となった場合は、まずは各病院が地域連携（病病連携）により転院・搬送調整を行ってください。
- 3 院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、自院対応が困難となった場合は、感染症対策向上加算算定病院等との地域連携により支援を受け、必要に応じて転院を調整してください。
- 4 2及び3に備えて、各病院はあらかじめ近隣の身体科病院等の連携先を確保し、転院基準の作成・共有に努めてください。  
※連携については、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市においても連携先の確保に協力をいたしますので、所管の精神保健医療所管課へ御相談ください。
- 5 転院を要する患者が、神奈川県精神科救急医療システムを経由して入院している場合は、令和5年6月23日付けが疾対第2208号「精神科救急医療体制における新型コロナウイルス感染症対応について（通知）」により対応をお願いします。  
※精神科救急医療システム経由ではない患者については、1～4により対応していただくことが原則ですが、転院調整が難航してお困りの場合は、所管の精神科医療所管課へ御相談ください。
- 6 5の相談は平日日中（8:30～17:15）の対応となります。身体の状態が悪化し、急を要する場合は救急車を要請する等の対応を行ってください。
- 7 搬送については、公費による搬送が廃止されましたので、各病院において搬送手段の調整をお願いします。  
（措置患者の搬送については、措置自治体と連携を図ってください。）